

以上述べた通り、専業主の態度頗る強硬なる爲め、争議團に於ては、
 各支部並に総同盟九州聯合會の應援を求め、且つ最後的方法
 を講ずることを決議し、遂に二十二日午前三時、會社附近に火
 災のあり、其の混雜を利用して、事業所に押し掛け、坐り込み戰
 術に出で、且つ所轄飯塚警察署員の警告を肯せず、不穩なる行
 動に出でたので、争議團員九名、檢束せられた。
 かくの如くにして此の儘放任するに於ては、何時解決するや
 計り難く、依つて所轄飯塚警察署長は、勞資双方の代表者を招
 致して、調停斡旋に努めたる所、二十五日夜次の條件にて
 解決することゝなつた。

十二、解決條件

- 1、争議費用として金一封（二拾圓）支給
- 2、被解雇者六名に對しては、夫々未拂給料全額及積立金の元

財團 協調會 福岡出張所

財團 協調會 福岡出張所